

島根地方最低賃金審議会 第444回会議 議事録

- 1 日 時 令和7年9月5日（金） 午前9時58分～午前10時55分
- 2 場 所 松江地方合同庁舎 共用第4会議室
- 3 出 席 者 公益代表委員 出席5名 定数5名
労働者代表委員 出席5名 定数5名
使用者代表委員 出席5名 定数5名
- 4 主要議題 ○島根県最低賃金の改正決定に係る島根地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について
○特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

【会長】 それでは、第444回島根地方最低賃金審議会を開会いたします。
事務局は、本日の資料の確認をしてください。

【係長】 お配りしております資料についてご説明します。

本日は、会議次第が1枚、会議資料として赤インデックスのナンバー1からナンバー4を留めたものと、参考資料をお配りしております。

資料ナンバー1が表紙を入れて6枚物で、島根地方最低賃金審議会の意見に関する公示への異議申出書の写し。それから資料ナンバー2が1枚物で、特定最低賃金申出状況一覧表、資料ナンバー3が表紙を入れて11枚物で、特定最低賃金5件の改正決定申出書及び疎明資料写しなどでございます。資料ナンバー4が2枚物で、答申日最短効力発生予定日一覧表を付けております。それから参考資料としてインデックスはつけておりませんが、一つ目と二つ目が8月18日、前回の本審の日ですが、この日に開催されました専門部会報告書の写し、それから答申文の写し、三つめが参考までに、全国の現時点の改定額と答申状況を配付しております。

以上、ご確認をお願いします。

【会長】 それでは、事務局は定足数について説明してください。

【係長】 委員の出席状況をご報告いたします。

本日は、使用者側の福田委員から、あらかじめ遅れていらっしゃるとご連絡をいただいておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数を満たしており、本会議が有効に成立しますことをご報告いたします。

【会長】 それでは、事務局から会議の公開の状況について説明してください。

【係長】 本日の会議及び議事録につきましては、第441回審議会で決定したとおり、採決を除き、原則公開となっております。

本日の会議につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに8月26日から9月2日まで掲示いたしました結果、傍聴希望者は1名で、本日1名が傍聴されていますので、ご報告いたします。

なお、本日の会議は、異議申出に係る審議のうち、異議申出者からの意見陳述までを公開し、その後につきましては、率直な意見交換及び意思決定の中立を担保する必要があるため、審議会運営規程第6条第1項ただし書を適用して会議は非公開とし、また、審議会運営規程第7条第2項ただし書及び第3項を適用して議事録は非公開とし、議事要旨を公開することを第441回審議会において決定されておりますことをご報告いたします。

【会長】 それでは、議事次第の2、島根県最低賃金の改正決定に係る島根地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について、事務局から説明してください。

【室長】 本年8月18日付で答申をいただきました今年度の島根県最低賃金の改定に係る異議の申出につきまして、説明をさせていただきます。

最低賃金の改正の答申に係る異議の申出は、審議会の意見に係る地域の労働者またはこれを使用する使用者は、公示があった日から15日以内に労働局長に行うことができると、最低賃金法第11条第2項により規定されております。8月18日に答申をいただいた後、同日から9月2日まで公示を行いましたところ、資料のとおり、島根県自治体労働組合総連合、島根県労働組合総連合、島根県医療労働組合連合会、以上3団体、3件の異議の申出がありました。

労働者団体のしまね自治労連、しまね労連、医労連から提出されている異議申出書の要旨といたしましては、実質賃金の減が続く中、高騰する物価の波は激しく、労働者の生計費を考慮すればさらなる大幅な最低賃金の引き上

げを求めるものです。また、医療、介護従事者等の賃金改善も訴えており、生活保護との整合性についての問題点も指摘されています。

詳しくは、この後、予定しております意見陳述にて説明があると思います。以上で異議の申出についての説明を終わります。

【室 長】 それでは、局長から藤本会長に諮問文をお渡します。

(局長から会長へ諮問文を手交)

【局 長】 それでは、島根県最低賃金の改正決定に係る島根地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について諮問させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(事務局より諮問文写しを委員へ配付)

【会 長】 ただいま局長から審議会へ諮問をいただきました。

それでは、諮問に対する審議を始めます。

7月14日に開催しました第441回審議会において、本日の異議申出の審議の場で、異議申出人からの意見陳述を認めることとしておりました。

そのことについて、事務局から説明をお願いします。

【室 長】 異議申出書につきましては、3件いたしましたが、その中で、本日、島根県労働組合総連合事務局次長の加藤朋美様が意見陳述を希望されています。できるだけ簡潔な意見陳述をお願いしておりますので、よろしくお願ひします。

【会 長】 例年どおり、審議に先立ち、陳述してもらうことでよろしいでしょうか。

(「はい。」)

【会 長】 それでは、陳述は10分程度でお願いします。

それでは、島根県労働組合総連合事務局次長の加藤朋美様、意見をお聞かせください。

【陳述人】 おはようございます。島根労連の事務局次長をしております加藤朋美と申します。今日は貴重な時間をいただき、ありがとうございます。着座にて失礼します。

貴職におかれましては、労働者の命と暮らし、安全安心な職場づくりに日頃よりご尽力をいただき、心より敬意を表します。

このたびの地域別最低賃金において、中央最低賃金審議会が示した目安額を8円上回る時間額1,033円を答申されました。答申された額につきましては、地域間格差是正に向けたものであり、人材の確保や地域経済の活性化につながるものと受け止めています。厳しい情勢の中で、審議会の皆様のご尽力に対し、心よりお礼を申し上げます。

提出した資料とかけ離れるかもしれません、異議の申し立てをさせていただきます。

まず、労働者の暮らしと最低賃金の乖離が1,033円にはあるかなと思っています。島根県で働く多くの労働者、特に非正規雇用や中小零細企業に働く人々にとって、最低賃金は生活の基盤であり命綱でもあります。現在も物価上昇は、地方に暮らす私たちにも重くのしかかっており、特に消費、光熱費、ガソリン代といった日常生活に欠かせない支出が増え続けています。最低賃金1,033円では、月20日1日8時間働いても月収は約165,000円です。ここから社会保険料や住居費、車の維持費、食費などを差し引けば、手元にはほとんど残らないのは実情です。単身でも厳しく、子育て世代や高齢世帯では生活が立ち行かなくなります。

二つ目として、経営の厳しさへの理解と持続可能な地域経済のために。最低賃金の引上げによって地元の中小企業、小規模事業者の皆さんが経営面で厳しい状況におかれることについても私たち労働者は理解しております。人件費の上昇はすぐに価格転嫁できず、苦しい選択を迫られる事業者の方も多いはずです。しかし、働く人の暮らしが成り立たないようでは、消費も生まれず、地域経済そのものが縮小していきます。企業が存続するためにも人が暮らし働き続けられる地域を作る必要があり、そのために最低賃金の引上げは避けて通れません。引き上げと同時に、行政による中小企業支援策の拡充

が必須です。

三つ目としては、若者の流出に歯止めをかけるために。島根県では長年にわたり若年層の県外流出が続いている。この大きな要因の一つが地元で安心して働ける賃金が得られないことです。地元に残りたくても生活の見通しがたたず、やむなく都市部へ移る若者が後を絶ちません。最低賃金の水準が都市部との間で大きな差がある限り、こうした傾向は続くと思います。人材が減れば地域の産業もさらに疲弊していきます。この負の連鎖を断ち切るためにも最低賃金の水準を地域で暮らしていけるラインまで引き上げる必要があります。そこで求められるのは、社会全体で支える最低賃金だと思います。最低賃金の引上げは労働者と事業者の対立ではなく、地域全体が持続可能であるための必要条件です。賃上げが雇用を守り、消費を生み地域に人を呼び戻す力になる。そのためには賃上げだけでなく、それを支える公的支援の強化、特に小規模事業者への財政的、技術的支援が欠かせません。

以上の理由から、私は今回の最低賃金改定額では地域の未来にとっても働く人々の生活にとっても不十分であると考え、より実効性のある金額への再検討を強く求めたいと思います。地域の働く場も暮らす場も守るために、最低賃金の役割をもう一度根本から問い合わせていただくようお願い申し上げます。以上です。

【会長】 ありがとうございました。傍聴席へお戻りください。

意見陳述に関して、委員の皆様から何かご質問等ございますでしょうか。

ないようでしたら、以上で意見陳述を終了します。

本日陳述いただきました加藤様どうもありがとうございました。

それでは、これからは採決に入ることになります。

公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれや個人もしくは団体の権利が不当に侵害されるおそれ、率直な意見交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがありますので、島根地方最低賃金審議会最低賃金専門部会の運営規程第5条第1項に基づき、これからは非公開とします。また、第6条第2項により、議事録も非公開とし、同条第3項によ

り議事要旨を公開します。

傍聴人の方は、恐れ入りますが、ご退出願います。

(採決につき傍聴人退室)

(採決は議事要旨のみ公開)

(再開、傍聴人入室)

【会長】 ありがとうございました。

採決の結果、8月18日答申のとおりとすることが議決されました。

それでは、審議結果を踏まえ、事務局は答申文案を作成してください。

(答申文案作成)

【会長】 それでは、答申文案を配付してください。

(答申文案配付)

【会長】 答申文案を各自確認してください。

案どおり答申してよろしいですか。

(異議なし)

【会長】 それでは、答申しますので、答申文の「案」の文字を消してください。

ただいまから答申を行います。

(会長から局長へ答申文を手交)

【局長】 それでは、ただいま会長から異議申出に対する答申を頂戴いたしましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、7月14日に諮問させていただいて以来、

限られた時間の中で、また、最低賃金を取り巻く状況が大変厳しい中で、長時間にわたりまして真摯なご審議をいただきましたことにつきまして、改めてお礼申し上げたいと存じます。

今後は、頂戴しました答申を踏まえまして、11月17日発効に向けて所要の手続を進めてまいりたいと思います。また、新しい最低賃金額の周知及び履行確保につきましても、鋭意努めてまいりたいと考えております。

異議でいただいたご意見の中にもいろいろたくさんのご意見がございましたが、中小企業等に対する支援策を十分にご活用いただけるように、周知と利用促進により一層努力してまいりたいと考えておりますので、今後ともなにとぞ、ご支援、ご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

各委員の皆様のご労苦に対しまして、改めて心から当局を代表いたしまして厚く御礼申し上げたいと存じます。誠にありがとうございました。

【会長】 それでは、続きまして、会議次第3番目の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、事務局から説明してください。

【室長】 それでは、特定最低賃金申出書受理と審査結果についての説明です。

特定最低賃金の改正の申出につきましては、百貨店、総合スーパー、マーケットを除く5業種からの申出書を受理しております。

申出書の審査を行いました結果、申出のあった全5業種全てについて、改正申出の要件を満たしておりますので、諮問をさせていただくことになりました。

以下、理由を説明いたします。お手元の資料ナンバー2の特定最低賃金申出状況一覧表をご覧ください。この①に書いてございます労働協約の適用を受ける労働者または合意のあった労働者数でございます。これに対しまして、中央の③が、本年3月の第440回島根地方最低賃金審議会でお示しました令和3年経済センサス活動調査による労働者数でございます。この労働者数で割りますと、その右の欄に合意労働者の比率が①割る③で出ております。これらはいずれも3分の1を超過しておりますので、有効に申出が行われたということになるわけでございます。

つきましては、これまでの地方最低賃金審議会の合意に基づきますとおり、3分の1以上の申出があったものにつきましては、円滑に申出の受理、諮問を行うこととされております。したがいまして、申出のあった5業種について、本日諮問をさせていただきます。

それから、資料ナンバー3でございますが、これは、それぞれの申出書、添付書類の写しでございます。

それでは、労働局長から審議会会長に対して、特定最低賃金の金額改正の必要性についての諮問を行わせていただきます。

(局長から会長へ諮問文5件を手交)

【局長】 それでは、引き続き、ご審議よろしくお願ひします。

【会長】 ただいま諮問をいただきました必要性の有無の審議につきましては、本日、本審議会前に開催しました第1回の運営小委員会において特定最低賃金改正決定の必要性の有無についての検討方法を審議した結果、本審議委員全員を委員とする必要性検討委員会を設置し、審議することで合意が得られました。

特定最低賃金については、従来から、必要性検討委員会において審議の上、全会一致での議決により報告書を取りまとめ、審議会に報告し、審議会から労働局長に特定最低賃金の決定等の必要性の有無について答申を行っております。そして、必要性ありの答申を行った場合は、労働局長からの改正諮問を受け、その後に専門部会を設置して審議を行うこととなります。仮に必要性ありの答申を行わない場合は、労働局長からの改正諮問は行われず、その後の専門部会の開催も行われないこととなります。

改めて、審議会の場において、必要性検討委員会を設置して検討することについて決議したいと思います。

では、別途必要性検討委員会を設置して、検討することについてご意見はありますでしょうか。

【景山委員】 その前に質問が一つありますて、共通認識を得ておきたいんですが、先ほ

ど事務局からご説明いただいた6業種については問題ないということだったんですが、赤インデックスの2のですね、製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業については、申出者数の割合が100%を超えていたということで、センサス上的人数をひろった時のものと今年度の労働協約上の数が違うということではありますし、細かく言うとプロテリアル株式会社の中に4月1日で安来製作所が一緒になっていった。昨年までは安来製作所は鉄鋼業にならなかったということがありまして、本年から一緒になられたということで主たる産業が鉄鋼業で登録されているという差異であろうと理解するところなんですが、そのことをもって今年の合意人数が100を超えていたという異常なものではありますが、これでいいのかどうかという共通認識をお願いしたいと思います。

【会長】 この点について、何か事務局からありますか。
よろしいですか。

(なし)

【会長】 では、景山委員から説明がありましたので、決議する前に共通認識をしたいと思います。

それでは必要性検討委員会の設置については、皆さんよろしいということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】 それでは、必要性検討委員会を設置して検討を行うことといたします。必要性検討委員会では、全会一致で必要性の有無の決定をいただくことが重要となりますので、委員の皆様の慎重な審議をお願いします。

それでは、ここで、必要性検討委員会開催のため、本審議会は一旦休会とします。

(休会、採決につき傍聴人退室)

(採決は議事要旨のみ公開)

(再開、傍聴人入室)

【会長】 それでは、本審を再開します。

必要性検討委員会において、皆様のお手元にあるとおり、申出のあった5件の特定最低賃金の改正決定の必要性について、必要性ありとの答申を行うことが適当であるとの結論となり、この報告書が提出されました。

これについてご意見がございますでしょうか。

(なし)

【会長】 それでは、異議なしということで、審議会として労働局長に対し、改正の決定の必要性があると認める旨、答申することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】 ありがとうございます。

それでは、事務局は、答申文案を配付してください。

(答申文案を配布)

【会長】 お配りした答申文案について、ご意見はありますでしょうか。

(なし)

【会長】 それでは、答申文の「案」の文字を消してください。
答申いたします。

(会長から局長へ答申文を手交)

【局長】 座ったままで失礼いたします。

ただいま改正申出のありました5業種につきまして、特定最低賃金の改正の必要性ありということの答申をいただきました。引き続き、大変ご労苦をおかけいたしますが、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

【会長】 事務局から何かありますでしょうか。

【室長】 それでは、ただいま5業種につきまして、改正決定することを必要と認める旨の答申をいただきましたので、改正決定の調査審議を行っていただくよう諮問させていただきます。

(局長から会長へ諮問文を手交)

【局長】 引き続きよろしくお願ひいたします。

【会長】 ただいま労働局長から審議会へ諮問をいただきました。

その他、特定最低賃金の諮問に關係して、委員の皆様で何かございますでしょうか。

事務局から何かありますか。

【室長】 改正決定の審議に当たっての専門部会委員の任命についてと審議会令第6条第5項及び第7項の議決について説明いたします。

先ほど特定最低賃金の改正決定の調査審議をお願いすることとなりましたが、この審議のため、5業種の専門部会を設置いたしまして、専門部会委員の任命を行うこととなります。

まず、審議会令第6条第1項により、専門部会の委員の数は9人以内とするとなっております。例年、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の9名としておりまして、今年度も例年どおり、それぞれ3名の合計9名としてよろしいか、お諮りいたします。

決議されれば、本日付で島根労働局一般公示を行い、9月16日火曜日を

締切日として委員の推薦を募り、速やかに任命したいと考えております。公益代表委員につきましては、労働局長が適任者を選任し、速やかに任命する予定です。

次に、審議会令第6条第5項及び第7項についてご説明いたします。審議会令第6条第5項については、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができますと規定されておりまして、本審議会でこの議決がいただければ、改めて審議会を開催する必要がなくなります。なお、審議会での決議が不要になる場合は、運用として専門部会において全会一致で決議された場合に限ることとされております。

同じく、審議会令第6条第7項について、最低賃金専門部会は、その任務が終了したときは、審議会の議決により廃止するものとすると規定されておりまして、本日、その旨の議決がいただければ、専門部会終了後、改めて審議会を開催する必要がなくなります。審議会の効率的な運営の面からも、ご審議いただきたい事項として、専門部会は公労使、各3名の合計9名の委員とすること、審議会令第6条第5項及び第7項の適用の議決の3点提案いたしますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。

【会長】 ただいま事務局から提案がありましたが、専門部会の委員の数は9名とすること、そして、審議会令第6条第5項及び第7項の適用については、あらかじめ議決してよろしいでしょうか。

（異議なし）

【会長】 それでは、各専門部会は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の9名とし、審議会令第6条第5項及び第7項の適用については、いずれも決定させていただきます。

その他、事務局から何かありますでしょうか。

【室長】 本日付で特定最低賃金5件の改正決定に係る関係労使からの意見を求める公

示を9月16日火曜日まで行うことといたしますので、お知らせいたします。

【会長】 それでは、会議次第4、その他ですが、委員の皆さん、何かございますか。

(なし)

【会長】 なければ、事務局から何かありますか。

【室長】 本審議会終了後に、特定最賃関係の事務連絡をさせていただきたいと思います。

【会長】 それでは、以上をもちまして議事を終了します。

なお、少し先になりますが、来年3月開催予定の特定最低賃金に係る意向表明の本審についてですが、審議会運営規程第6条第1項を適用して会議は公開に、また、議事録及び会議資料についても第7条第2項を適用して、公開とします。

本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。